

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県公立学校教職員履歴書取扱規程（昭和53年新潟県教育委員会告示第3号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月18日

新潟県教育委員会  
教育長 佐野 哲郎

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（教職員の定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程で、「教職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に規定する職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、<u>養護助教諭、栄養教諭、</u>実習助手及び寄宿舍指導員をいう。</p> <p>（履歴書の保管）</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 教職員が配置換え等により勤務する学校を異にすることとなった場合、<u>校長は当該教職員の履歴書を当該教職員が新たに勤務することとなる学校の校長へ送付しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>（教職員の定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程で、「教職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に規定する職員のうち、校長、<u>（園長を含む。以下同じ。）、</u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師 <u>（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。）、</u>養護教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。</p> <p>（履歴書の保管）</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 教職員が配置換え等により勤務する学校を異にすることとなった場合校長は、<u>当該教職員の履歴書を当該教職員が新たに勤務することとなる学校の校長へ送付しなければならない。この場合において前任校の校長は、当該教職員の履歴書の写しを保管するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>